

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第20-3号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 法第3条第3項に規定する特別職 <u>(新潟県の特別職に限る。)</u> の職に就いた場合 (4) <u>法第22条の2第1項第1号又は第2号の規定により職員として採用された場合（新潟県に採用された場合に限る。)</u> (5) (略)	(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 法第3条第3項に規定する特別職の職に就いた場合 (4) (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。